



国債 I R 基礎資料

(令和 7 年 8 月)

国債 I R 基礎資料

アウトライン

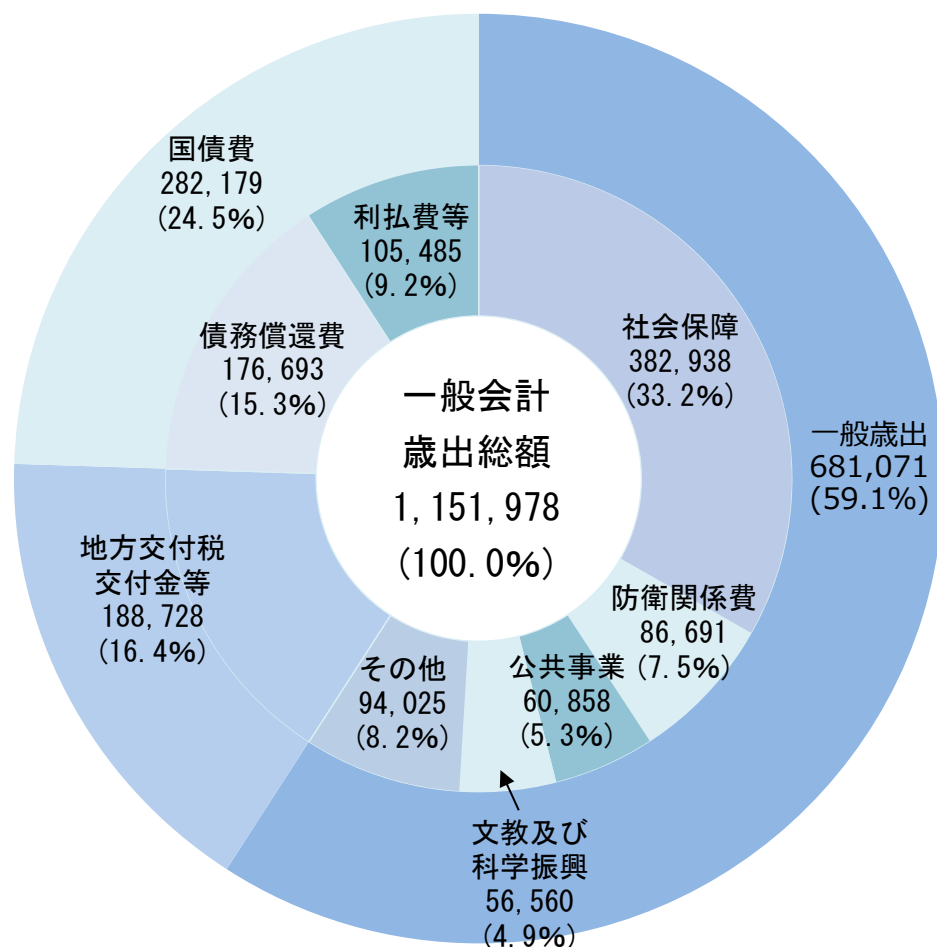
- | | |
|---------------------------|----|
| 1. 日本の財政状況について | 3 |
| 2. 債務管理政策について | 10 |
| 3. クライメート・トランジション利付国債について | 22 |



1. 日本の財政状況について

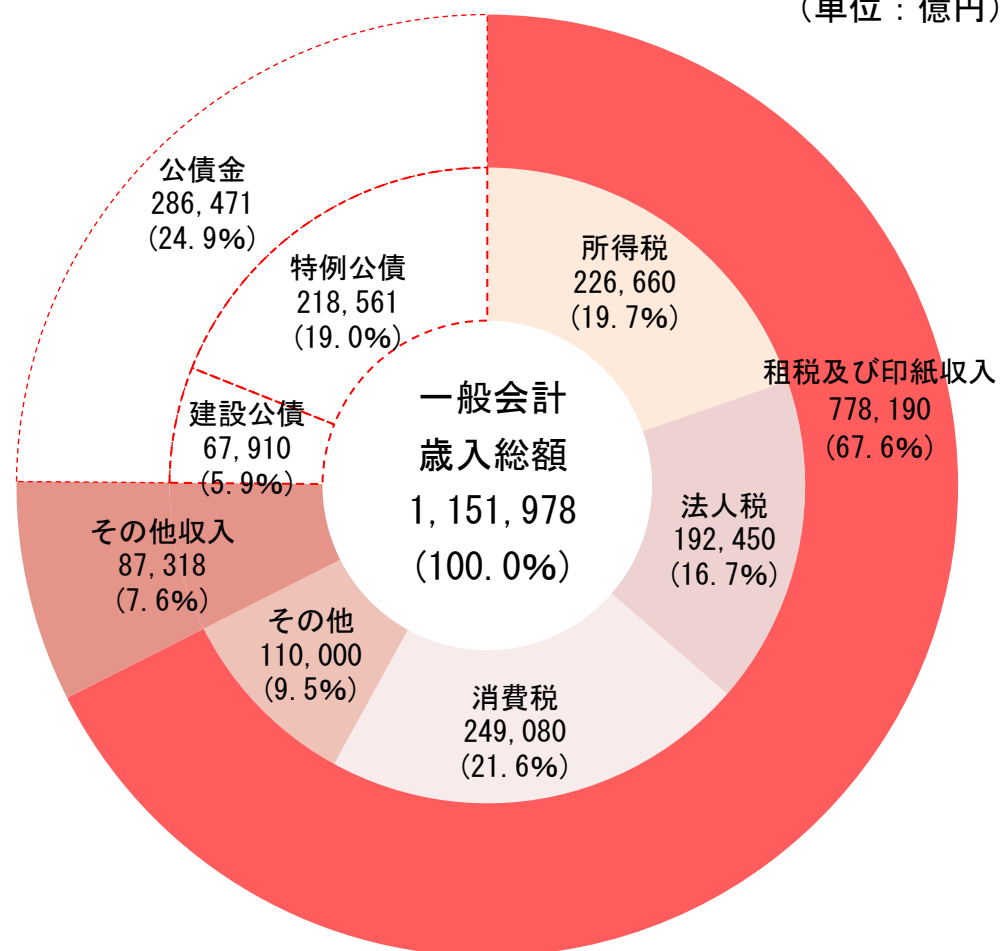
令和7年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

一般会計歳出



一般会計歳入

(単位：億円)

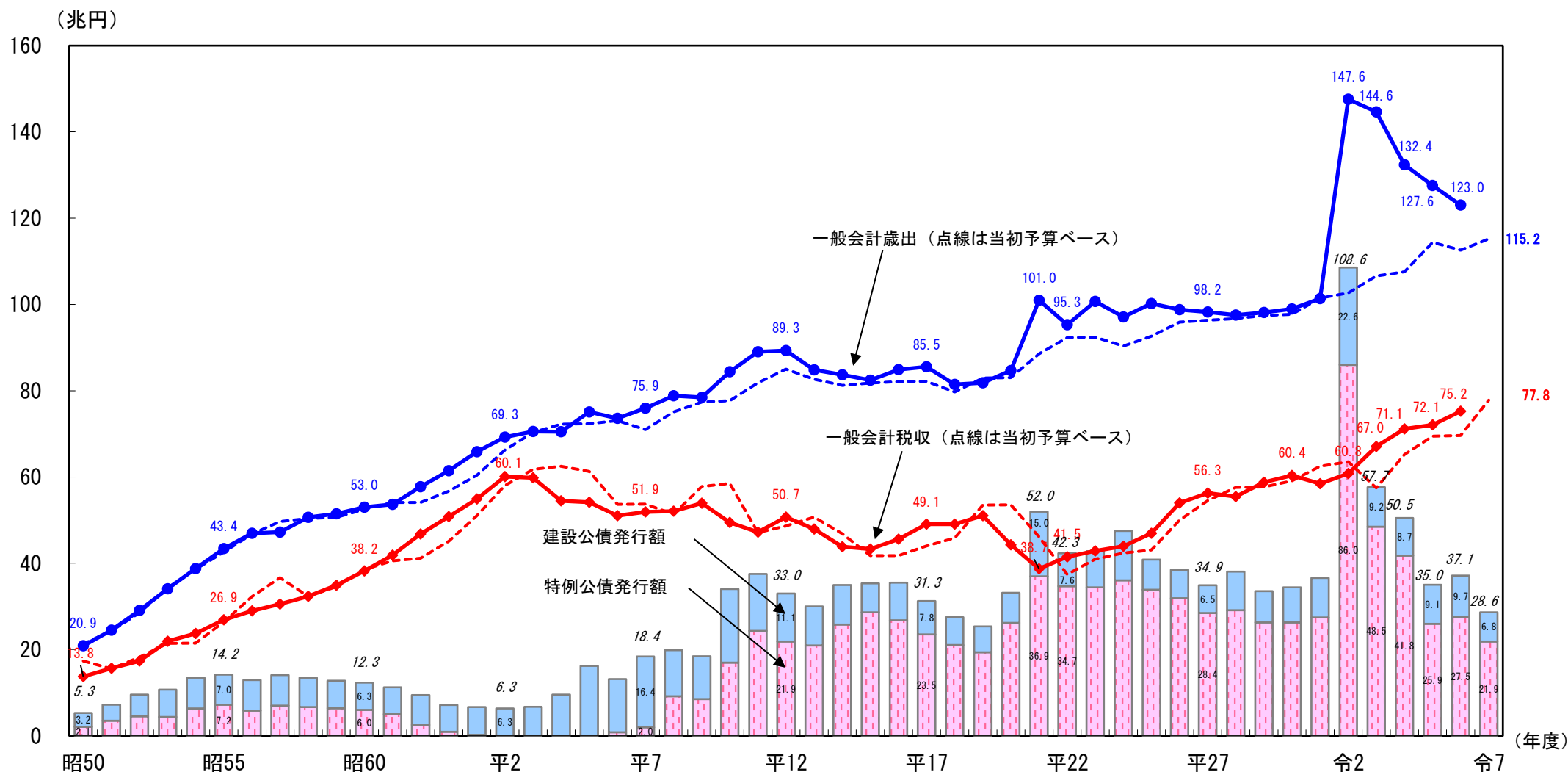


(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 計数は修正後の予算による。

(注3) 一般歳出における社会保障関係費の割合は56.2%。

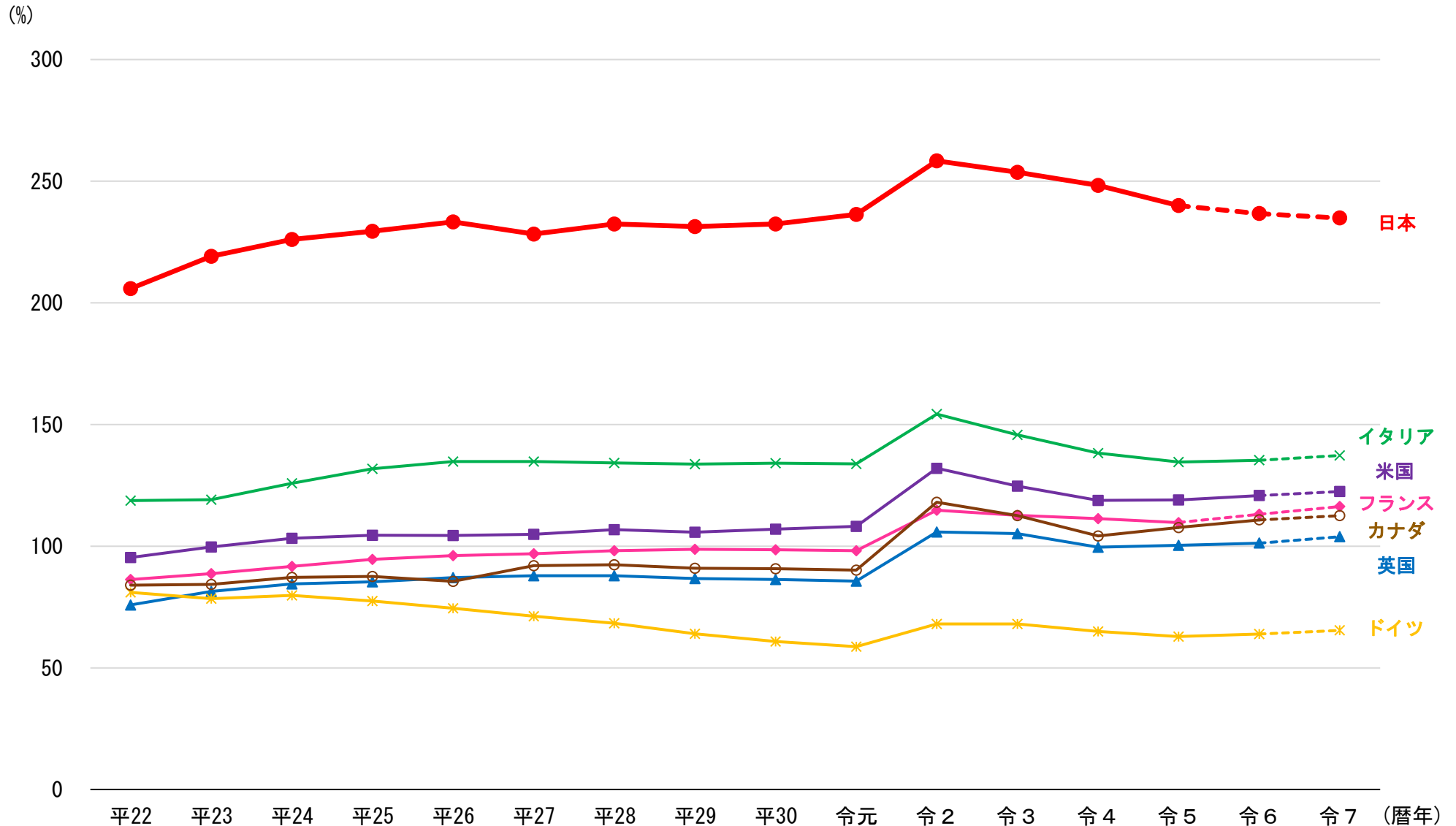
一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和6年度までは決算、令和7年度は予算による。点線は当初予算による。

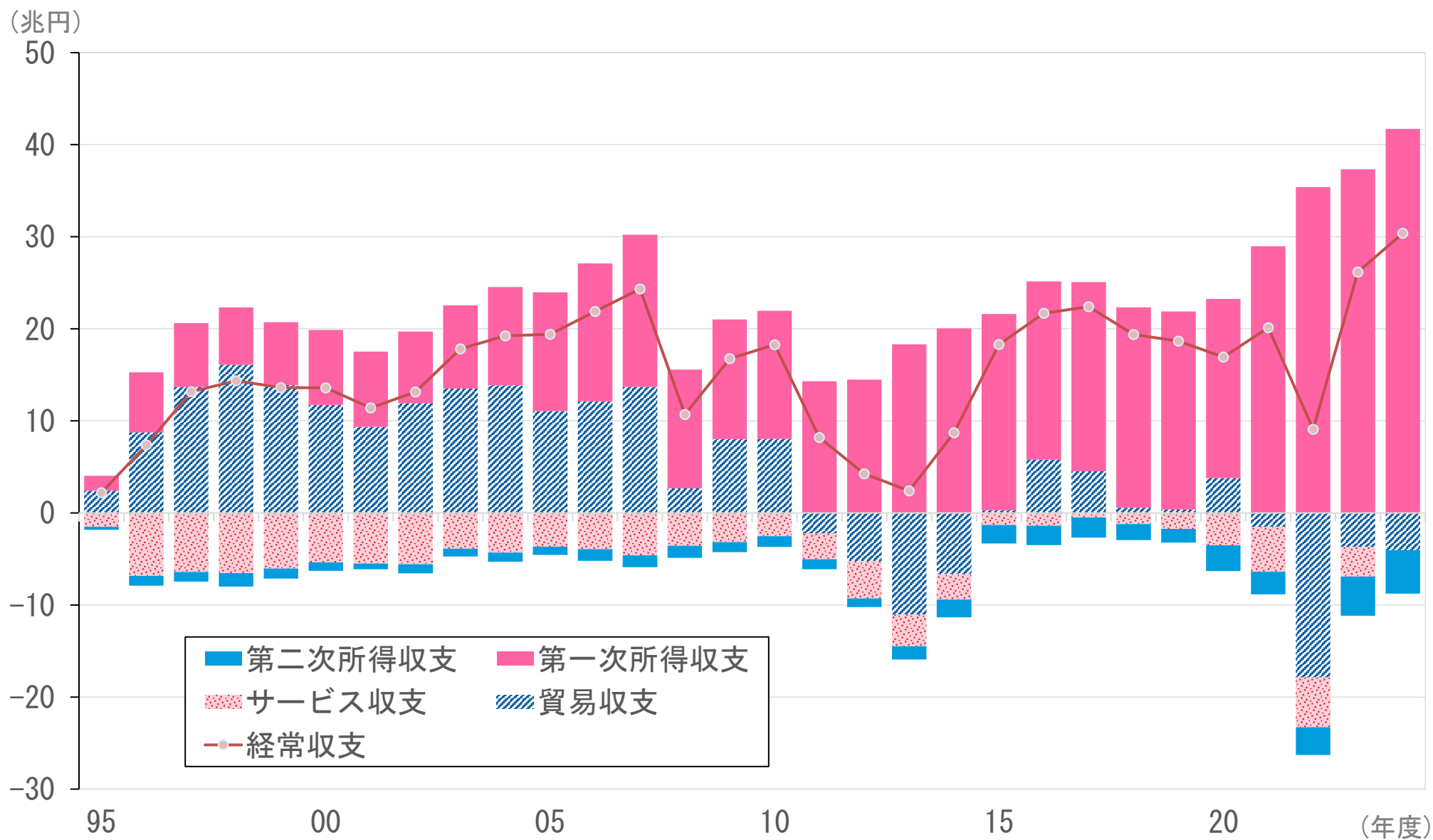
(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

債務残高の国際比較（対GDP比）

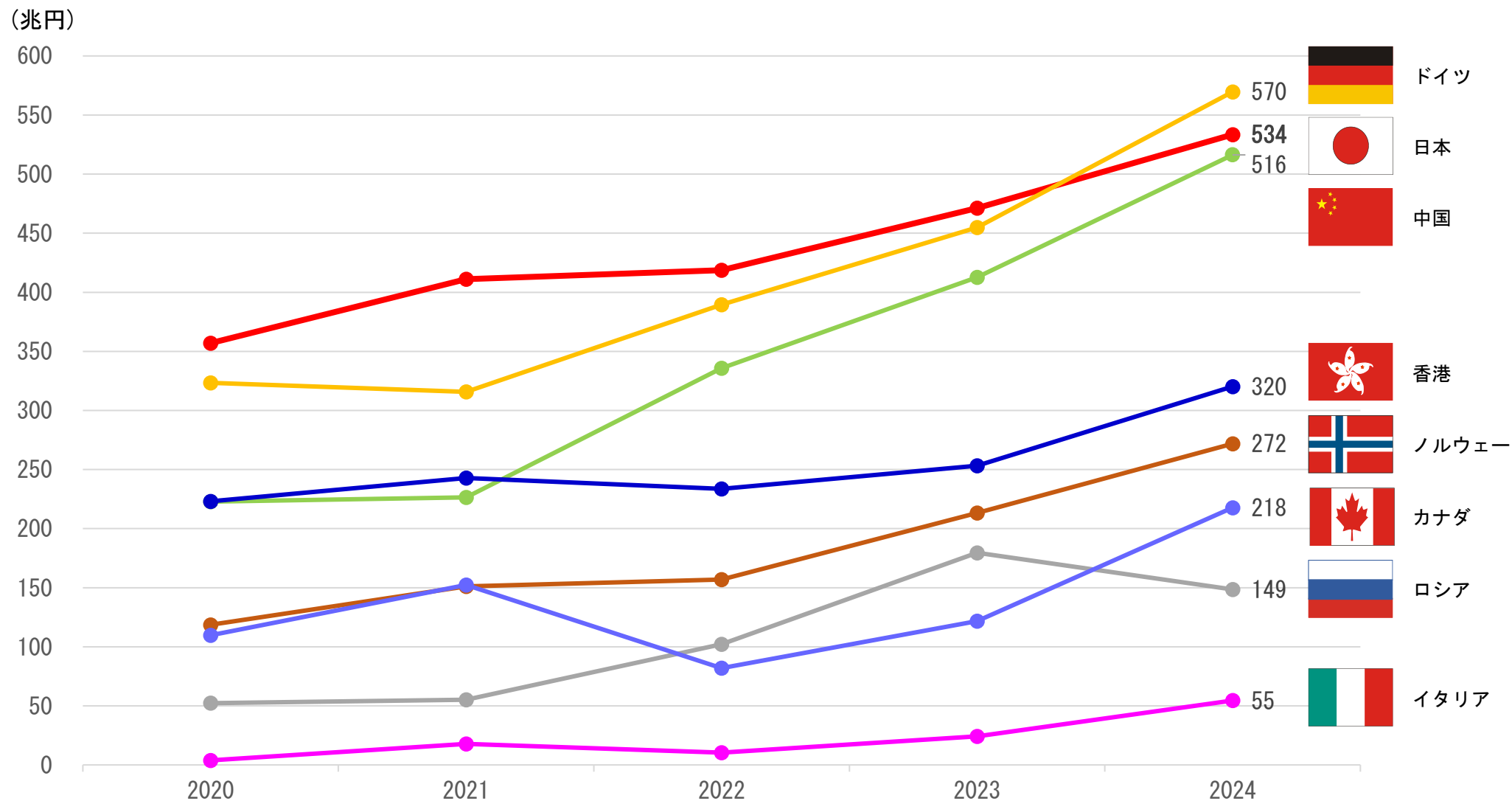


(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
 (注2) 日本及びフランスは、2024年及び2025年が推計値。それ以外の国は、2025年が推計値。
 (出所) IMF “World Economic Outlook” (2025年4月)

経常収支



対外純資産残高（2024年末時点） -各国比較-

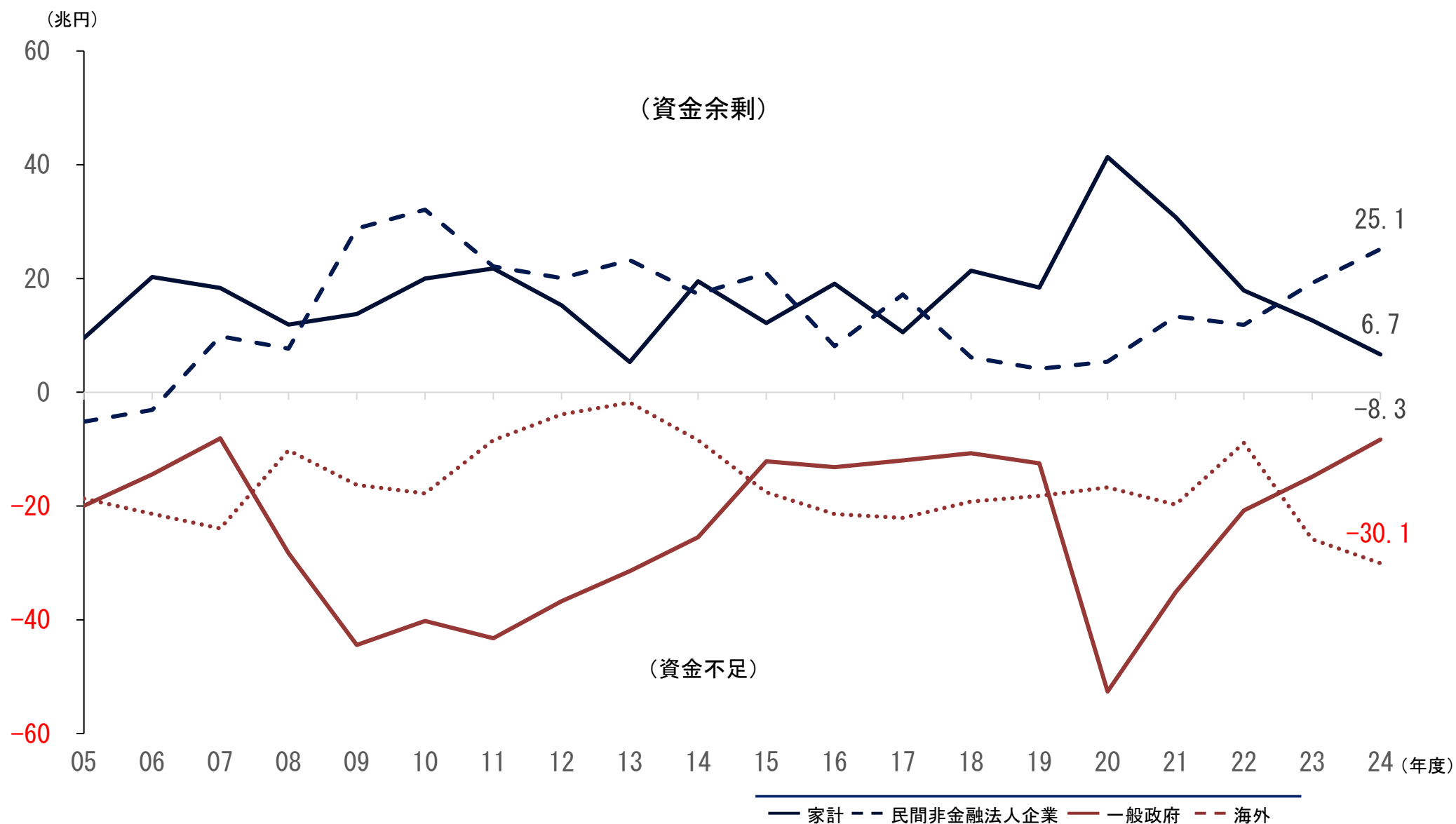


(注1) 日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

(注2) 一部中東諸国等については計数が公表されていない。

(出所) 日本：財務省、ロシア：Bank of Russia、その他：IMF

主要部門の資金過不足



(注) 「一般政府」は、中央政府、地方公共団体、社会保障基金を合わせたもの
 (出所) 日本銀行「資金循環統計」



2. 債務管理政策について

国債管理政策

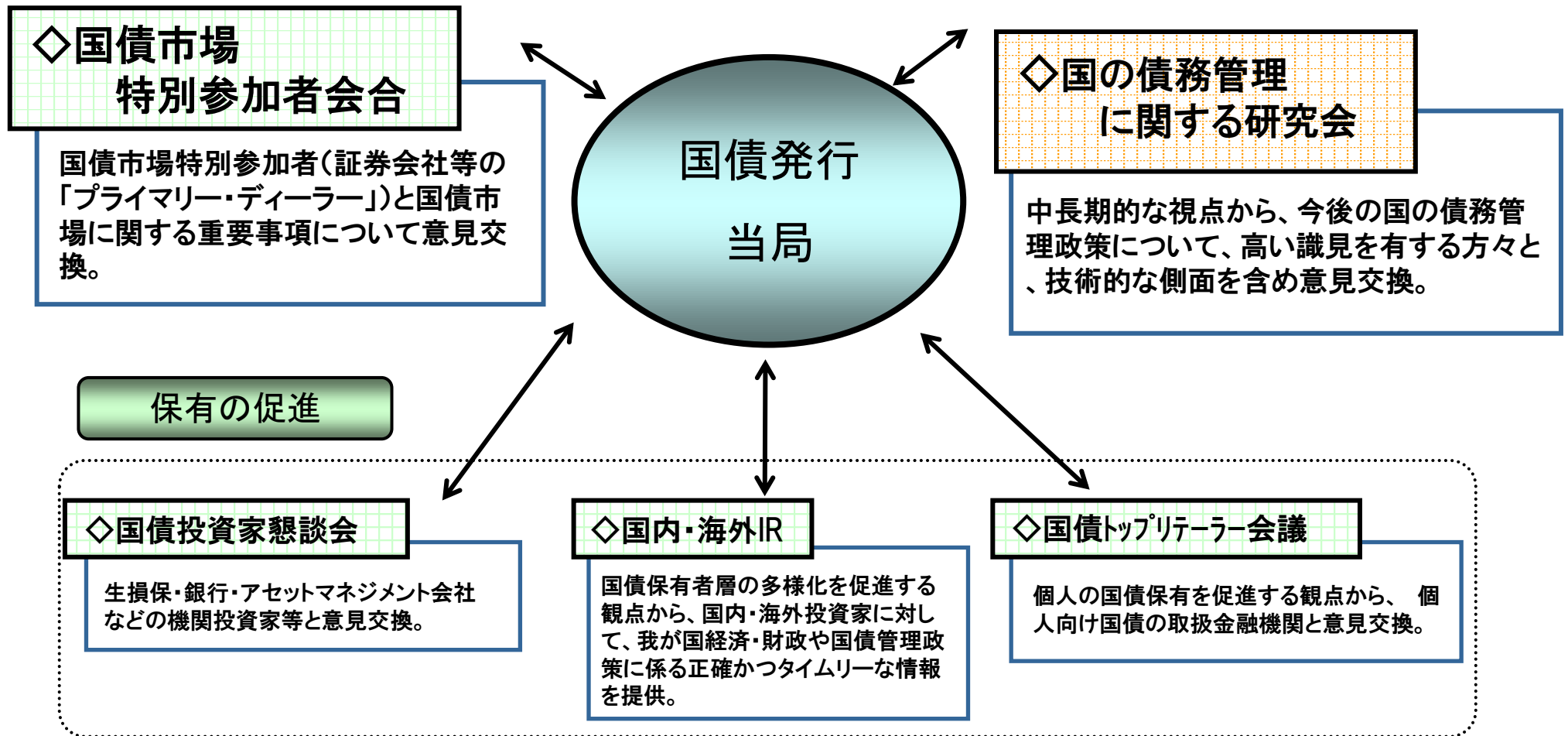
[基本的目標]

- ① 国債の確実かつ円滑な発行
- ② 中長期的な調達コストの抑制

- 上記の基本的目標を達成するため、国債発行計画の策定・運用に当たり、中長期的な需要動向を踏まえつつ、市場のニーズに即した国債発行を行っていく。同時に、市場参加者にとっての透明性・予見可能性を確保し、国債投資に対するリスクを低下させていくことが必要。
- 満期構成については、市場への影響を最小限に抑えるために、国債市場特別参加者会合（PD）などを通じて、市場との慎重な対話を促進していく。

市場との対話

- 国債の安定的な消化や、市場の流動性の維持・向上のための施策を的確に実施していくため、各種会合等における意見交換を通じて、市場との対話を強化。



令和7年度国債発行計画の概要

<国債発行計画>

- 国債発行総額は176.9兆円(対前年▲5.1兆円)。
- 市場環境等を踏まえ、市中発行額は172.3兆円。短・中期国債を増額した上で、超長期債を減額。

<国債の保有促進に向けた取組(注)>

- 銀行等の投資需要を踏まえ、短期金利に連動した変動利付国債について、今後の発行に向けて具体的に準備。
- 安定保有層の拡大に向け、個人向け国債の販売対象に非営利法人や非上場法人等を含めることを検討。

(注) 変動利付国債に関しては、当局及び市場関係者によるシステム改修・体制構築等に一定期間を要することから、発行の開始が可能となるのは早くとも令和8年度中を見込んでいる。実際の発行開始時期は、今後の市場動向や市場関係者の意見も踏まえて検討。また、個人向け国債の販売対象の拡大時期は、令和8年度中を見込んでいる。

【令和7年度国債発行予定額】

<発行根拠法別発行額>

(単位：兆円)

区 分	令和7年度当初	
		対前年当初
新規国債 (建設・特例国債)	28.6	▲6.8
復興債	0.1	▲0.0
GX経済移行債	0.7	+0.1
子ども特例債	1.1	+0.9
財投債	10.0	—
借換債	136.2	+0.7
国債発行総額	176.9	▲5.1

<調達方法(消化方式別発行額)>

(単位：兆円)

区 分		令和7年度当初	
			対前年当初
市中発行額 (定期的な入札による発行額)		172.3	+1.3
うち	40年債	3.0	▲1.2
	30年債	9.6	▲1.2
	20年債	12.0	—
	10年債	31.2	—
	5年債	28.8	+1.2
	2年債	31.2	—
	割引短期国債	40.8	+2.4
	10年物価連動債	1.0	—
	クライメート・トランジション国債	1.2	▲0.2
流動性供給入札		13.5	+0.3
個人向け販売分		4.6	+1.1
その他		-0.0	▲7.5
合計		176.9	▲5.1

令和7年度国債発行計画（6月変更）の概要

- 市場のニーズを踏まえ、7月より直ちに、40年債・30年債を各1,000億円/回、20年債を2,000億円/回減額。流動性供給入札（超長期ゾーン分）についても、1,000億円/回減額。
- 超長期債の減額分は、2年債、短期国債の増額及び個人向け販売分の上振れ実績を反映すること等により対応。
- 今後とも、市場の状況や投資家の動向等を注視しつつ、適切な国債管理政策に努めていく。

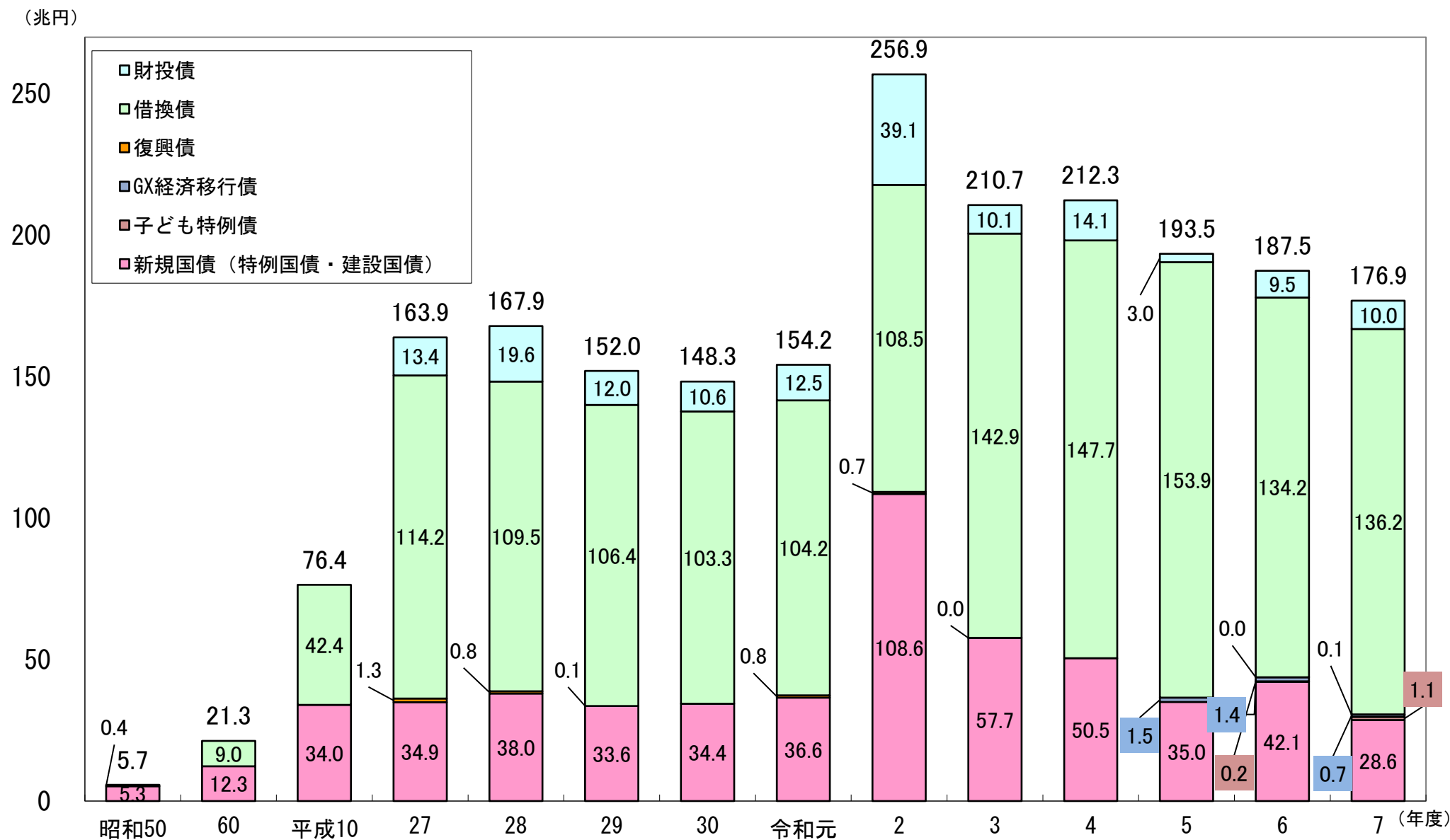
【令和7年度国債発行予定額（消化方式別）】

（単位：兆円）

			入札 1 回当たり発行額			年間発行額		
			現状	変更後	増減	現状	変更後	増減
市中発行額（定期的な入札による発行額）						172.3	171.8	▲0.5
うち	40年債		0.5	0.4（7月～）	▲0.1	3.0	2.5	▲0.5
	30年債		0.8	0.7（7月～）	▲0.1	9.6	8.7	▲0.9
	20年債		1.0	0.8（7月～）	▲0.2	12.0	10.2	▲1.8
	10年債		2.6	2.6	－	31.2	31.2	－
	5年債		2.4	2.4	－	28.8	28.8	－
	2年債		2.6	2.7（10月～）	+0.1	31.2	31.8	+0.6
	割引短期国債（1年）		3.2	3.3（1月～）	+0.1	38.4	38.7	+0.3
	割引短期国債（6ヶ月）		0.4	0.7（10月～）	+0.3	2.4	4.2	+1.8
	流動性 供給入札	15.5年超39年未満	0.45	0.35（8月～）	▲0.1	2.7	2.3	▲0.4
		5年超15.5年以下	0.65	0.65	－	7.8	7.8	－
1年超5年以下		0.5	0.6（9月～）	+0.1	3.0	3.4	+0.4	
10年物価連動債 クライメート・トランジション国債					2.2	2.2	－	
その他（個人向け販売分等）						4.6	5.1	+0.5
合計						176.9	176.9	－

※ 40年債入札・流動性供給入札（15.5年超39年未満、1年超5年以下）は隔月。

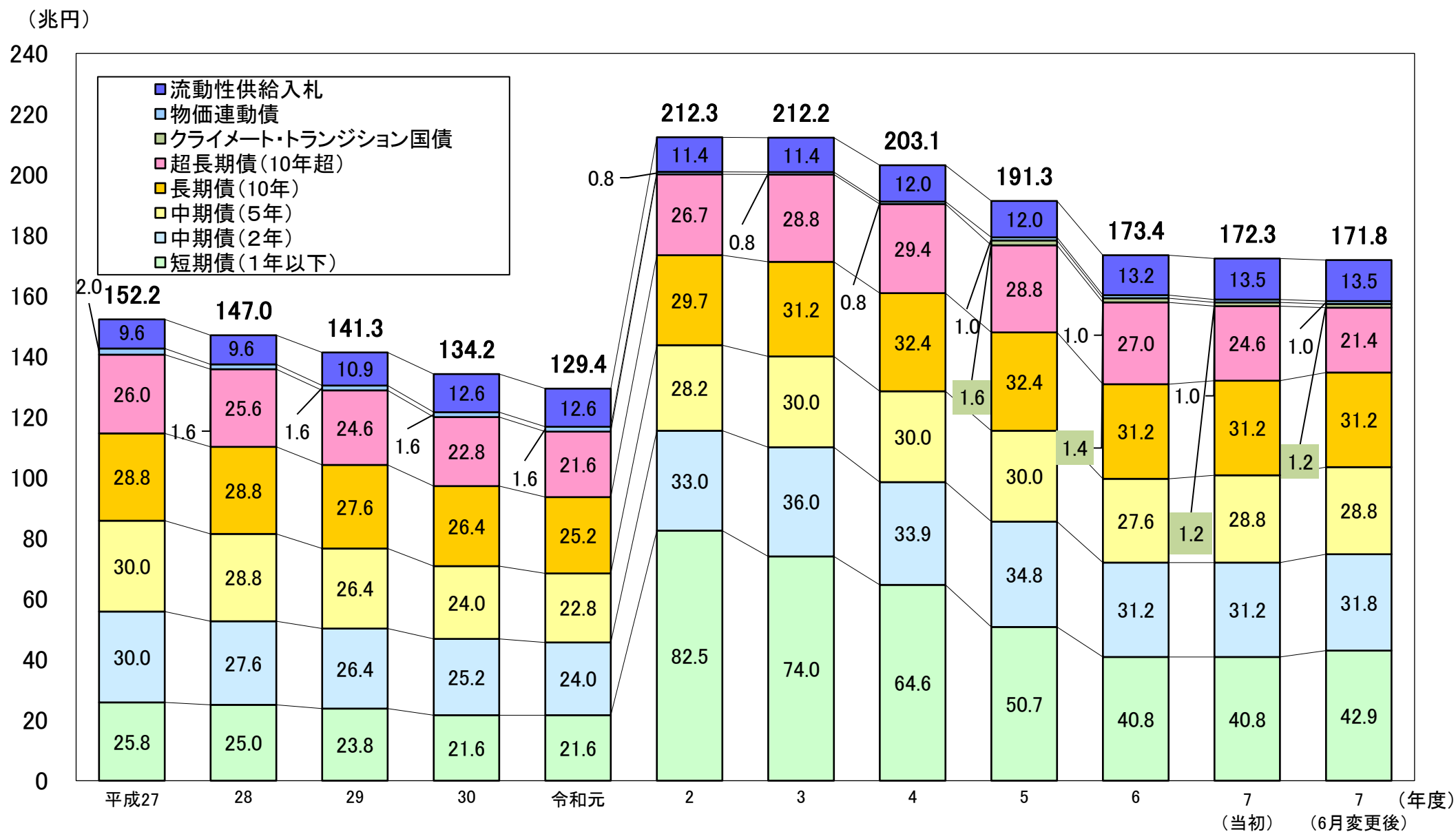
国債発行総額の推移



(注1) 令和5年度までは実績。令和6年度は補正ベース。令和7年度は当初ベース。

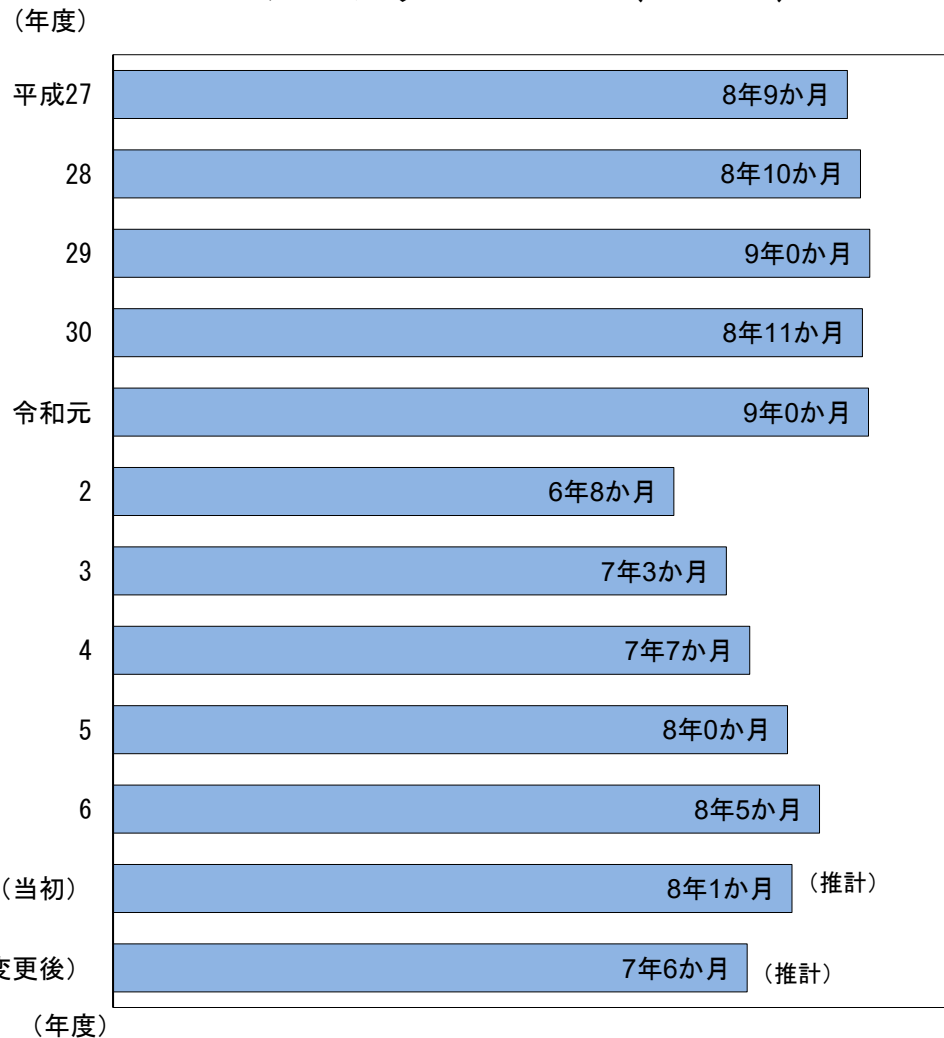
(注2) 計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

カレンダーベース市中発行額の推移

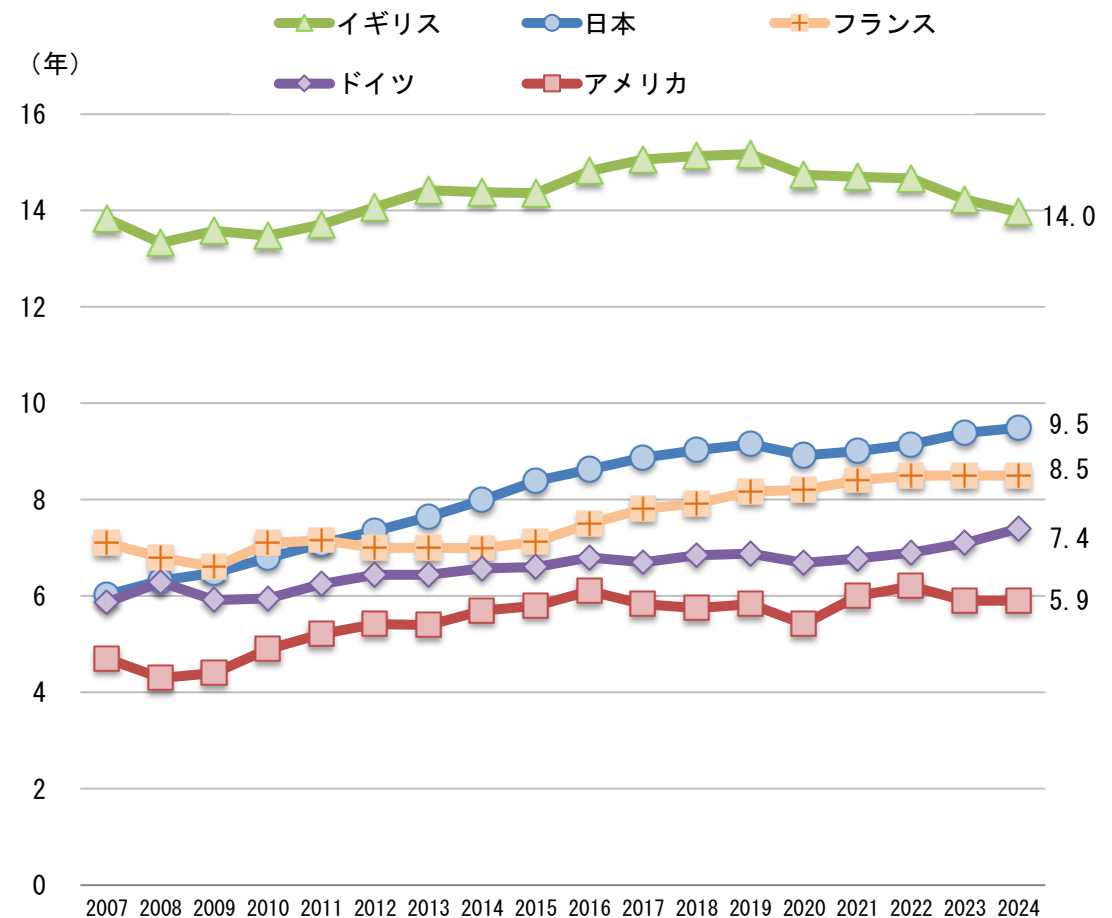


日本国債の平均償還年限

カレンダーベース（フロー）



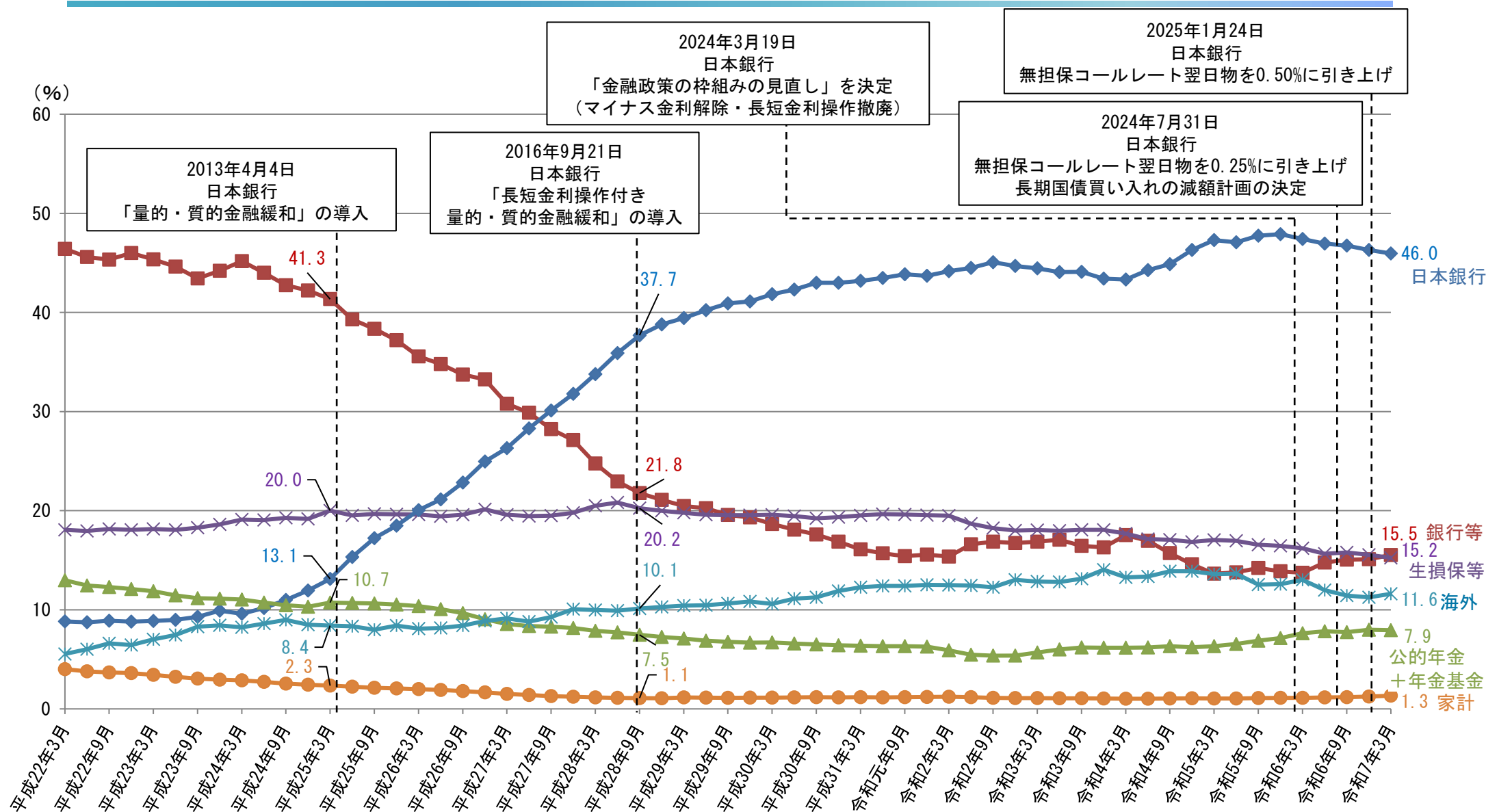
平均償還年限



（注）令和5年度までは実績。令和6年度は補正ベース。令和7年度は当初ベース。

（注1）日本は普通国債の発行残高の平均償還年限であり、割引短期国債（TB）を含み、政府短期証券（FB）は含みません。
諸外国は短期債（1年以下）を含みます。
（注2）ストックベース。非市場性国債は含みません。
（注3）日本のみ翌年3月末時点、その他の国は12月末時点。
（出所）OECD、各国債務管理当局HP

国債及び国庫短期証券の保有者別内訳の推移



(注1) 「国債」は「財投債」を含む。

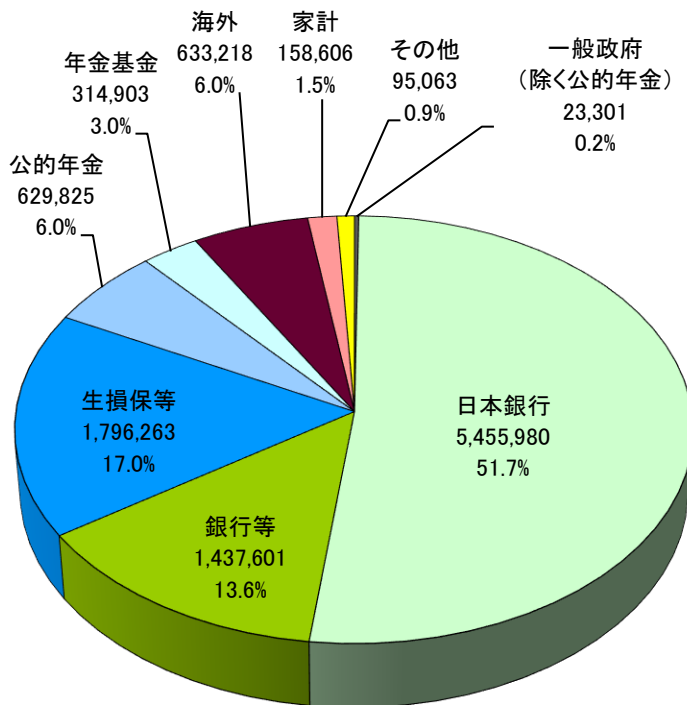
(注2) 「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。

(注3) 「生損保等」は「かんぽ生命」を含む。

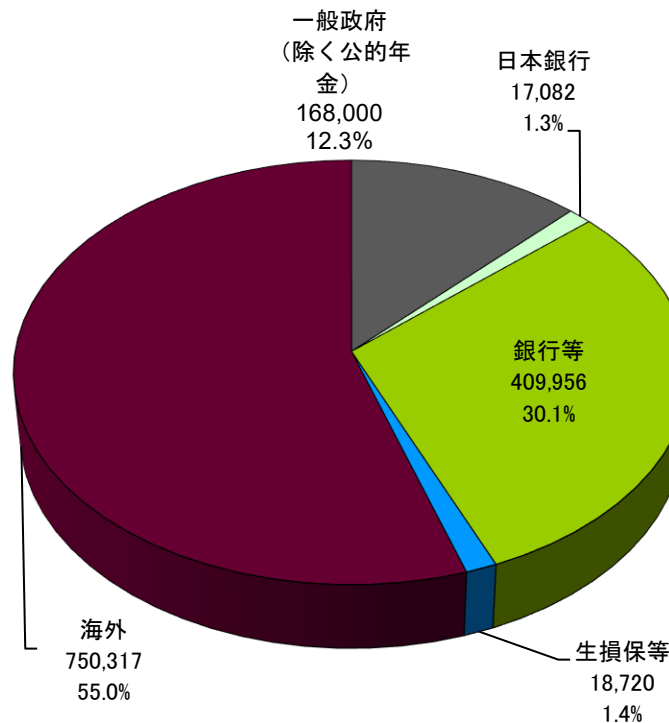
(出所) 日本銀行「資金循環統計」

国債等の保有者別内訳 (令和7年3月末(速報))

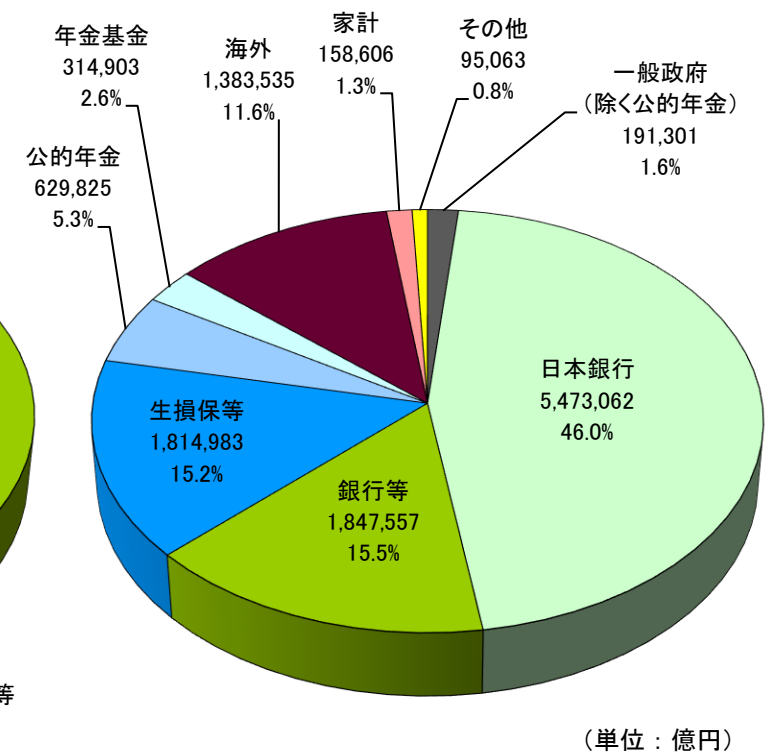
国債
合計 1,054兆4,760億円



国庫短期証券(T-Bill)
合計 136兆4,075億円



国債及び国庫短期証券(T-Bill)
合計 1,190兆8,835億円



(単位：億円)

(注1) 「国債」は「財投債」を含む。

(注2) 「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。

(注3) 「生損保等」は「かんぽ生命」を含む。

(出所) 日本銀行「資金循環統計」(令和7年6月27日公表)

新たに発行を予定する変動利付国債の基本的な商品性

表面利率 (クーポン)	「基準金利」＋「スプレッド(注1)」 (0.001%刻み、下限を0%とする)
基準金利(注2)	6ヶ月T-Billの発行利回り (利率決定の直前に実施された6ヶ月T-Bill入札の平均発行利回り、小数点第4位を四捨五入)
発行方法	入札方式 (スプレッド(負数も可)を入札に付すダッチ方式で、応札における札の刻み幅は0.001%)
年限候補	2年、5年
償還日	2年債であれば発行月と同月の1日、5年債であれば発行月の前四半期末の月(3/6/9/12月)の20日(注3)
利払日	償還日の半年単位の応当日、年2回
日数計算	基準金利のT-Billと同様
最低額面	5万円
ストリップス	非対象
リオープン	未定
その他	・第Ⅱ非価格競争入札は実施 ・非競争入札、第Ⅰ非価格競争入札、流動性供給入札および買入消却入札は実施しない ・新たな変動利付国債の固有名コード及び国債名称コードについては、追って証券コード協議会より公表される予定

(注1) スプレッドは入札時に決定し、満期まで変更しません。

(注2) 基準金利は利子計算期間開始前に決定し、利払いの都度(半年に一度)改定します。

(注3) 5年債も発行頻度・発行金額次第では2年債と同様に発行月と同月の1日とする可能性があります。

(注4) 上記の商品性については、今後の検討過程で変更する可能性があります。

国債の保有促進に向けた取組（個人向け国債の販売対象拡大）

- 個人向け国債の販売対象拡大は、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、資金運用に関する制約（元本確保に対するニーズ等）や保有の安定性といった点で、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人等に対して、個人向け国債の購入を可能とするもの。こうした趣旨を踏まえると、一般的に、高度な資金運用体制を備えていると考えられる金融機関や上場企業等は、引き続き販売対象外とすることが適当。
 - 上記の基本的考え方の下、線引きの明確さや販売を担う金融機関にとっての対応しやすさも考慮し、具体的な販売対象の拡大範囲は、金融商品取引法上の特定投資家制度※¹を参考に下図の法人等（一般投資家）※²とする。
- ※¹ 知識・経験・財産の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能な投資家。金融商品取引法上の投資家保護に関する規制の一部が適用されない。
- ※² 金融商品取引法上、一定の場合には、金融機関への申し出により特定投資家及び一般投資家間の移行が可能だが、個人向け国債の販売対象としての適切性・公平性を確保する観点から、販売対象の適否は移行前の位置づけで判断するものとする。
- 法人等への販売拡大開始は、令和9年1月発行分（令和8年12月募集分）からを目途とする。

販売対象となる法人等（主な例）

■非営利法人

＜具体例＞一般社団法人、一般財団法人、
学校法人、宗教法人、税理士法人、
医療法人、管理組合法人、社会福祉法人、
特定非営利活動法人 など

■非上場法人

＜具体例＞非上場株式会社（資本金5億円未満）、
合同会社、合資会社、合名会社

■その他

＜具体例＞マンション管理組合 など

販売対象外※³

①国 ②日本銀行

③適格機関投資家（個人以外）

＜具体例＞金融商品取引業者、投資法人、銀行、保険会社、
信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、短資会社、
金融庁長官へ届出を行った信用協同組合、
金融庁長官が指定する農業協同組合 など

④内閣府令で定める法人

＜具体例＞特殊法人・独立行政法人、特定目的会社、
資本金5億円以上と見込まれる株式会社、
上場株式会社、外国法人 など

※³ 金融商品取引法第2条で特定投資家として掲げられている者。



3. クライメート・トランジション 利付国債について

G X 経済移行債／クライメート・トランジション利付国債の概要

概要

- 我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- 政府は、先行投資を支援するため、令和5年度から10年間で20兆円規模のGX経済移行債(脱炭素成長型経済構造移行債)を発行。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金(発電事業者への有償オークション等)により、令和32年度(2050年度)までに償還。

※ 化石燃料賦課金は令和10年度(2028年度)から、特定事業者負担金は令和15年度(2033年度)から、それぞれ徴収開始予定。

個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」

- GX経済移行債については、民間の事業者及び金融機関によるトランジション・ファイナンスを含めたGX投資を活性化させていくためにも、世界初の国によるトランジション・ボンド(個別銘柄)として「クライメート・トランジション利付国債」と名付けて発行。
- 令和5年11月に、資金用途などをまとめたフレームワークを策定し、国際基準に合致する旨の認証(SPO)を外部の評価機関(JCRとDNV)から取得。(令和7年6月改訂)
- 令和5年度から令和6年度までに約3.0兆円発行。令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)の入札発行日程は以下：

入札日	年限	金額
令和7年7月15日	5年債	3,000億円程度
令和7年10月	10年債	3,000億円程度
令和8年1月	5年債	3,000億円程度
令和8年3月	10年債	3,000億円程度

- 発行後、①資金充当レポーティング、②インパクトレポーティングを年次で報告することとしており、令和5年度発行分の①については令和6年12月に公表。②については、事業結果・効果が判明するまでに時間を要するため、最初の報告は発行年度の翌々年度末までに実施することとしている。